

対象資産	対象資産の具体例	取得時期	適用期間	特例割合	根拠法令
ガス事業用資産	ガス圧縮機、蓄ガス器など	平成29年4月1日以降	最初の5年間	3分の1	地方税法第349条の3第2項
			その後5年間	3分の2	
家庭的保育事業	当該事業の用に供する償却資産		期限なし	2分の1	地方税法第349条の3第27項
居宅訪問型保育事業	当該事業の用に供する償却資産		期限なし	2分の1	地方税法第349条の3第28項
事業所内保育事業	当該事業の用に供する償却資産		期限なし	2分の1	地方税法第349条の3第29項
(公共の危害防止施設等)汚水又は廃液処理施設	油水分離装置、汚泥処理装置など	令和6年4月1日から 令和8年3月31日	期限なし	2分の1	地方税法附則第15条第2項第1号
(公共の危害防止施設等)下水道除害施設	ペーー調整槽、加圧浮上分離装置など	令和6年4月1日から 令和8年3月31日	期限なし	5分の4	地方税法附則第15条第2項第5号
雨水貯留浸透施設	浸透ます、透水性舗装など	令和3年11月1日から 令和9年3月31日	期限なし	3分の1	地方税法附則第15条第40項
再生可能エネルギー発電設備 (特定太陽光1,000kw未満)	太陽光発電設備(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外であって、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したもの)で出力が1,000kw未満の設備	令和6年4月1日から 令和8年3月31日	3年間	3分の2	地方税法附則第15条第25項第1号イ
再生可能エネルギー発電設備 (特定太陽光1,000kw以上)	太陽光発電設備(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外であって、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したもの)で出力が1,000kw以上の設備			4分の3	地方税法附則第15条第25項第3号イ
再生可能エネルギー発電設備 (特定風力20kw以上)	風力発電設備(経済産業省の認定を受けた設備)で出力が20kw以上の設備			3分の2	地方税法附則第15条第25項第1号ロ
再生可能エネルギー発電設備 (特定風力20kw未満)	風力発電設備(経済産業省の認定を受けた設備)で出力が20kw未満の設備			4分の3	地方税法附則第15条第25項第3号ロ
再生可能エネルギー発電設備 (特定水力5,000kw以上)	水力発電設備(経済産業省の認定を受けた設備)で出力が5,000kw以上の設備			4分の3	地方税法附則第15条第25項第3号ハ
再生可能エネルギー発電設備 (特定水力5,000kw未満)	水力発電設備(経済産業省の認定を受けた設備)で出力が5,000kw未満の設備			2分の1	地方税法附則第15条第25項第4号イ
再生可能エネルギー発電設備 (特定地熱1,000kw未満)	地熱発電設備(経済産業省の認定を受けた設備)で出力が1,000kw未満の設備			3分の2	地方税法附則第15条第25項第1号ハ
再生可能エネルギー発電設備 (特定地熱1,000kw以上)	地熱発電設備(経済産業省の認定を受けた設備)で出力が1,000kw以上の設備			2分の1	地方税法附則第15条第25項第4号ロ
再生可能エネルギー発電設備 (特定バイオマス1万kw以上2万kw未満)	バイオマス発電設備(経済産業省の認定を受けた設備かつ出力が1万kw以上2万kw未満の設備)			3分の2	地方税法附則第15条第25項第1号ニ
再生可能エネルギー発電設備 (特定バイオマス1万kw以上2万kw未満)	バイオマス発電設備(一般木質・農作物残さ区分に該当する設備かつ出力が1万kw以上2万kw未満の設備)	令和6年4月1日から 令和8年3月31日	3年間	7分の6	地方税法附則第15条第25項第2号
再生可能エネルギー発電設備 (特定バイオマス1万kw未満)	バイオマス発電設備(経済産業省の認定を受けた設備かつ出力が1万kw未満の設備)			2分の1	地方税法附則第15条第25項第4号ハ
浸水防止用設備	防水扉、止水板、排水ポンプ、換気口 浸水防止機など	平成29年4月1日から 令和8年3月31日	5年間	3分の2	地方税法附則第15条第28項
特定事業所内保育施設	特定事業所内保育施設の用に供する固定資産	平成29年4月1日から 令和6年3月31日	5年間	2分の1	旧地方税法附則第15条第32項
一体型滞在快適性等向上施設	芝生、ベンチ、樹木、噴水、街灯、電源設備、給排水設備、冷暖房設備など	令和6年4月1日から 令和8年3月31日	5年間	2分の1	地方税法附則第15条第37項

対象資産	対象資産の具体例	取得時期	適用期間	特例割合	根拠法令
先端設備等導入計画で認定を受けた設備(地方税法による特例措置)	従業員の賃上げ計画の表明なし	令和5年4月1日から 令和7年3月31日	3年間	2分の1	旧地方税法附則第15条第44項
	従業員の賃上げ計画の表明あり	令和5年4月1日から 令和6年3月31日	5年間	3分の1	
		令和6年4月1日から 令和7年3月31日	4年間	3分の1	地方税法附則第15条第43項
	1.5%以上の賃上げ計画の表明あり	令和7年4月1日から 令和9年3月31日	3年間	2分の1	
	3%以上の賃上げ計画の表明あり		5年間	4分の1	